

案

地方獨立行政法人埼玉県立病院機構建設工事標準請負契約書

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 2 |
| 3 | 工 期 | 令和 年 月 日から
令和 6 年 2 月 15 日まで |
| 4 | 請負代金額 | 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 金 〇〇〇, 〇〇〇 円 |
| 5 | 契約保証金 | |
| 6 | 前 払 金 | |
| 7 | 部分払の請求回数 | |
| 8 | その他特定条件 | |

上記の工事について、発注者地方独立行政法人埼玉県立病院機構と受注者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 月 日

発注者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター
	氏名	病院長 岡 明 印

受 注 者 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○ ○○○○○○

氏 名 ○○○○○○ ○○○ ○○○ 印

地方独立行政法人埼玉県立病院機構建設工事標準請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下、「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は

第54条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払い等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書きの承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書きの承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の選定)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を埼玉県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は建設資材を製造する工場を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

(下請負人の通知)

第7条の2 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発

注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者
- 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、そ

の後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は

工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者が協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しな

い場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者との協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

－ 条文(A) －

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

－ 条文(B) －

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金を除く。）の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、契約書記載の前払金（中間前払金に限る。）の支払いを発注者に請求することができる。

3 受注者は前項に規定する中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以

内に前払金を支払わなければならない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

〔注〕 条文(A)は部分払を適用する時に、条文(B)は中間前払金を適用する時に選択的に使用する。

（前払金の使用等）

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。

（部分払）

第38条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金額相当額の10分の9以内の額について、契約書記載の回数以内において次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

〔注〕 部分払を行わない場合には、その旨を契約書のその他特定条件に、この条は適用しない旨明記すること。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認

をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額
 $\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金の額})$

(複数年契約に係る契約の特則)

第40条 削除

(複数年契約に係る契約の前金払の特則)

第41条 削除

(複数年契約の部分払の特則)

第42条 削除

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第39条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止

に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒

絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 第50条又は第51条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第50条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第51条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条 第50条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第53条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条、第48条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第50条又は第51条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第54条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

- 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第47条又は第48条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第47条又は第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。ただし、損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。
- 6 第2項の場合（第48条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- （談合等不正行為があった場合の違約金等）
- 第54条の2 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は

第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第50条又は第51条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約不適合責任期間等）

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第57条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会で発注者と受注者とが協議して管轄審査会と定めるもの（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争

を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

積算書

工事名称 埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事

工事場所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

この参考数量書は本工事の積算をする際の参考として提示するものです。
入札の際には、設計図書に基づき積算をしてください。
共通仮設費及び現場管理費は、工事期間30日間として算定しています。
なお、参考数量への質問につきましては回答できません。ご了承願います。

採用単価： 令和5年12月

埼玉県立病院機構

機械設備工事 種目別内訳

2

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
屋外	1	式		
計				

電気設備工事 種目別内訳

3

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
屋外	1	式		
計				

機械設備工事 科目別内訳

4

屋外						
名 称		数	量	単位	金 額	備 考
空気調和設備		1		式		
撤去工事		1		式		
発生材処理		1		式		
計						

電気設備工事 科目別内訳

5

屋外						
名 称		数 量	単位	金 額	備 考	
動力設備		1	式			
撤去		1	式			
計						

機械設備工事 中科目別内訳

6

[illegible]

電氣設備工事 中科目別内訳

7

[illegible]

機械設備工事 細目別内訳

8

屋外		空調設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
室外機取外再取付 PAC-B1-01	冷房能力 22.4kW 暖房能力 25.0kW	1	台			
室外機取外再取付 PAC-B1-02	冷房能力 28.0kW 暖房能力 31.5kW	1	台			
室外機取外再取付 PAC-B1-06	冷房能力 22.4kW 暖房能力 25.0kW	1	台			
室外機取外再取付 PAC-B1-07	冷房能力 40.0kW	2	台			
冷媒回収 (再使用)		1	式			別紙 00-0001
冷媒ガス充填費		1	式			別紙 00-0002
計						

機械設備工事 細目別内訳

9

屋外		空調設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	9.52外径(3/8B) 液管 厚10mm以上	30	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	12.7 外径(1/2B) 液管 厚10mm以上	45	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	19.05外径(3/4B) ガス管 厚20mm以上	15	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	22.22外径(7/8B) ガス管 厚20mm以上	30	m			
冷媒用 断熱材被覆銅管 改修	28.58外径(1 1/8B) ガス管 厚20mm以上	30	m			
はつり工事		1	式			別紙 00-0003
レントゲン調査費		1	式			別紙 00-0004
CVV-スケープル	2mm2- 2C 管内	30	m			
金属製 可とう電線管(F) (ビニル被覆有)	(24) エクステンション用等	30	m			
プルボックスSS形 防水 (SUS)		2	個			
計						

機械設備工事 細目別内訳

10

屋外 撤去工事						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
冷媒用銅管 撤去	3/8B	6	m			
冷媒用銅管 撤去	1/2B	17	m			
冷媒用銅管 撤去	3/4B	3	m			
冷媒用銅管 撤去	7/8B	6	m			
冷媒用銅管 撤去	1 1/8	14				
冷媒用被覆銅管 切断・手間のみ	9. 52外径 (3/8B)	2				
冷媒用被覆銅管 切断・手間のみ	12. 7外径 (1/2B)	3				
冷媒用被覆銅管 切断・手間のみ	19. 05外径 (3/4B)	1				
冷媒用被覆銅管 切断・手間のみ	22. 22外径 (7/8B)	2				
冷媒用被覆銅管 切断・手間のみ	28. 58外径 (1 1/8B)	2				
CVVSケーブル撤去	再使用しない 2mm2-2C 管内	8	m			
金属製可とう電線 管(ビニル被覆有) 撤去	(24) エクステンション	8	m			
計						

機械設備工事 細目別内訳

11

屋外 発生材処理						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
混合廃棄物処分費		0.3	t			
計						

屋外		動力設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
EM-CEケーブル	8mm2- 3C 管内	30	m			
EM-CETケーブル	14mm2 管内	15	m			
EM-CETケーブル	22mm2 管内	30	m			
600Vビニル絶縁電線 (IV)	5.5mm2	75	m			
金属製可とう電線管 (F) (ビニル被覆有)	(30) エクステンション用等	8	m			
金属製可とう電線管 (F) (ビニル被覆有)	(38) エクステンション用等	12	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 28mm	30	m			
厚鋼電線管 (G)	露出配管 36mm	45	m			
計						

屋外		撤去	動力分岐			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
600V CVケーブル撤去	再使用しない 8mm2- 3C 管内	6	m			
600V CVケーブル撤去	再使用しない 22mm2- 3C 管内	6	m			
600V CVケーブル撤去	再使用しない 14mm2- 3C 管内	3	m			
600V絶縁電線撤去	5.5mm2 × 1本 再使用しない	12	m			
合成樹脂製可とう電線管 (PF管、CD管)撤去	22 再使用しない	12	m			
混合廃棄物処分費		1	式			
運搬費	混合廃棄物	1	式			
計						

機械設備工事 別紙明細

14

屋外		空調設備		機器設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
冷媒回収 (再使用)		1	式			別紙 00-0001
回収費 (再使用)	22.4kW PAC-B1-01/6	2	台			
回収費 (再使用)	28.0kW PAC-B1-02	1	台			
回収費 (再使用)	40.0kW PAC-B1-07	2	台			
計						
冷媒ガス充填費		1	式			別紙 00-0002
冷媒ガス	R410	41	kg			
計						

機械設備工事 別紙明細

15

屋外		空調設備		配管設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
はつり工事		1	式			別紙 00-0003
機械はつり(ダイヤ シッターによる 配管用貫通口)	200mm程度 150mm	5	か所			
計						
レントゲン調査費		1	式			別紙 00-0004
レントゲン調査費	調査費用	1	日			
レントゲン調査費	箇所	5	枚			
計						

埼玉県立小児医療センター
地下駐車場空調機移設工事

図面番号	図名	縮尺	図面番号	図名	縮尺
M-01	機械設備工事特記仕様書（１）	N. S	E-01	電気設備工事特記仕様書	N. S
M-02	機械設備工事特記仕様書（２）	N. S	E-02	動力設備 地下１階平面図（改修前）	1/2000
M-03	空気調和設備 地下１階平面図（改修前）	1/2000	E-03	動力設備 地下１階平面図（改修後）	1/2000
M-04	空気調和設備 地下２階平面図（改修前）	1/2000	E-04	動力設備 地下２階平面図（改修後）	1/2000
M-05	空気調和設備 地下１階平面図（改修後）	1/2000			
M-06	空気調和設備 地下２階平面図（改修後）	1/2000			

	設計年月日	埼玉県立 小児医療センター 事務局管財担当	主幹	担当	縮尺	工事名称	図名	図面番号
	R5.12.1				N. S	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事	表紙	M-00

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

- | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--------------------------|---|----|--------|----------|
| 1 | 工事名称 | 埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事 | | | | |
| 2 | 工事場所 | さいたま市中央区新都心1番地2 | | | | |
| 3 | 工期 | 契約 | 日 | から | 令和 6 年 | 2 月 15 日 |
| | 現場施工期間 | 契約 | 日 | から | 令和 6 年 | 2 月 15 日 |
| | 現場施工期間は、施設管理者からの調整により変更することがある。 | | | | | |

4 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
① 小児医療センター	SRC造 S造	地下2階/13階	68033	第16項(イ)	
②					
③					
④					
⑤					

- 5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工 事 種 目		工 事 種 別					
		①	②	③	④	⑤	屋外
●	空 気 調 和 設 備	一 式					
○	換 気 設 備						
○	排 煙 設 備						
○	自 動 制 御 設 備						
○	衛 生 器 具 設 備						
○	給 水 設 備						
○	排 水 設 備						
○	給 湯 設 備						
○	消 火 設 備						
○	厨 房 機 器 設 備						
○	ガ ス 設 備						

- 6 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日
- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所への設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要

空気調和設備 機器の移設及び、配管、計装線の更新を行う。

埼玉県環境配慮方針の適用項目 (12)	・長寿命木材の選定 (2-3-③) ・設備更新を踏まえた計画 (2-3-④) ・再生品の優先使用 (2-3-⑥) ・有害物質の放散量が少ない材料の使用 (2-4-②) ・発光体の再資源化を推進 (3-1-⑥) ・ロング等の回収、破壊を行う (4-1-①) ・代替ロンの使用抑制 (4-1-②) ・新冷媒の使用 (4-1-③) ・太陽熱利用システムの導入 (5-1-②) ・高効率機器の使用 (5-2-②) ・ゾーニングの工夫 (5-3-①) ・外気冷卻制御の導入 (5-3-②) ・搬送動力の低減 (5-3-③) ・ヒートポンプの採用 (5-3-④) ・熱回収システムの導入 (5-3-⑤) ・コージェネレーションの導入 (5-4-①) ・節水機器の採用 (6-1-①) ・雨水利用 (6-1-③) ・排水再利用 (6-1-④) ・アスコン廃材の再利用 (6-3-②) ・再生塩ビ管の採用 (6-3-③)
------------------------	---

(該当項目数: 1)

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

- 11 同時期発注の関連工事
・ 建築工事 ・ 電気設備工事

II 工事仕様

- ## 1 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督官の指示に従い施工する。
- なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
- ## 2 特記仕様
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
- 印と※印の付いた場合は、共に適用する。

●
一般
共通
事項
特
記
事
項

項目	特記事項																																																				
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aa)に含まれる有無を確認し、7Ab)を含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定する特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配座事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。																																																				
2 電気保安技術者	・置く ※置かない																																																				
③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。																																																				
4 技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・建築金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空調調和機器施工（冷凍空調機器の据付）																																																				
5 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び別記仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																				
6 監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない																																																				
7 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し滞滞なく行う。																																																				
8 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																				
⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																																				
10 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																																				
11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																				
12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類																																																				
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、監督員の了解を得た上で、 ・使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																				
⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（ ） （3）再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル ） （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。																																																				
15 容量等の表示	（1）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																				
16 配 管	（1）地中埋設配管（排水管を除く） 1）地中埋設槽（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2）地中埋設坑（キャップ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3）埋設折上管（2倍折込み） ※要 ・不要																																																				
⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力 K_H 及び設計用鉛直地震力 K_V （ $K_H/2$ ）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。																																																				
設計用水平地震力																																																					
<table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td></tr><tr><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></table>		設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階	2.0	1.5	1.5	1.0	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																																				
	特定の施設		一般の施設																																																		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																	
上層階	2.0	1.5	1.5	1.0																																																	
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																	
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																	
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																	
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																	
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																	
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																	
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																	
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																	
(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < >内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防火設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器																																																					
⑰-1 あと施工アンカー	機器、配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																				

⑮ 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

気調和設備工事の保溫の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 溫 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	e3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
蒸 気 管	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。)	
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜き、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(ハ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ハ)・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。)	
及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E3・(ハ)・Ⅲ	
温 水 管 (膨張管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅰ
	天井内、P・S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。)	D・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。)	
及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	E3・(イ)・Ⅰ	

- 注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
 屋内外露部 ※保温化粧板材(※樹脂被覆・垂吊メッキ銅板製・SUS製)
 屋内露出部 ※溶接アルミニウム系吊鉤鉄管メッキ・SUSラッキング
 ・保温化粧板材(※樹脂被覆・垂吊メッキ銅板製・SUS製)
 2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替えて、アルミガラス化粧紙を使用する。
 3. 機器類の保温材の材料は、(※グラスウール保温材・ロックウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長 方 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・（イ）・XⅠ
	屋内隠へい、DS内	I・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・XⅠ
	円 形 ダ ク ト	
円 形 ダ ク ト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（イ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・（イ）・XⅠ
	屋内隠へい、DS内	N・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	P3・（イ）・XⅠ
	消音内貼り	
	サブライチャンパー	M・（ロ）・Ⅹ
	消音チャンパー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅹ

区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給 水 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a・1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内	c・2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ内及び空腔壁中	—
	県営住宅ＰＳ内	c・2・(ハ)・Ⅶ
	床下、暗渠内（ビツト内、共同溝を含む。）	—
排水及び通気管	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e・3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c・2・(ロ)・Ⅶ
	ＰＳ及び空腔壁中	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e・3・(ハ)・Ⅶ
給 湯 管 (膨張管、空気抜き管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。)	屋内露出（一般居室、廊下）	a・1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c・2・(ロ)・Ⅰ
	ＰＳ内及び空腔壁中	d・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。） 及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e・3・(イ)・Ⅰ

- ※1. 排水、排気及び通気管のうち見えかきり部は塗装を要する。
 - ※2. 消火管の管径がⅡ層管、耐火V.Pの場合は、保温を要しない。
 - ※3. 施工処理Ⅲの材料及び施工順序Ⅲ、④に替へ、アルミガラス化粧原紙を使用する。
 - ※4. 機器管の保温材料及び施工は、(※ガラスウール・ロックウール)とする。
 - ※5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3、(Ⅱ・Ⅴ)とする。
 - ※6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
 - ※7. 空調用管を要する便所(特別洗車場等)以外の便所へ高密度ポリエチレン管を適用する場合は、施工箇所を「※7」に指定し保温を要しない。
- ※ロックウール・ガラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、
原則としてF☆☆☆☆とする。
- 屋外露出給水管(呼び径20以下のみ)は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
下記の屋外露出部(給水管、消火管、給湯管、膨脹管、弁類を含む。)は
防凍仕様により防凍保温を行う。
- ※保温仕様は保温厚さ40mmとする。
- ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

- 下記の垂鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫
- 下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかかり部

- 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
- ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

主 幹	担 当	縮 尺	工 事
		N. S	埼玉県立小児医療センター

- | | | |
|----|----------------------|---|
| 7 | はつり及びあと
施工アンカー打設 | 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について×線検影撮影を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。 |
| 23 | 管の埋設深さ | (1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。
(2) 構内車道通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
(3) その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。 |
| 24 | 既設管分岐・接続 | 既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。
やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。 |
| 25 | 絶縁継手の設置
・種別 | ※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管
※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分
※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ |
| 26 | 天井仕上り区分 | () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。 |
| 27 | 他工事との
取合区分 | スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。 |
| 28 | 施工図等の取扱い | 施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。 |
| 29 | 保 険 | 受注者は工事的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている相互保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。 |
| 30 | 配管識別 | 配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。 |
| 31 | 墜落制止用器具
(フルハーネス型) | ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号) による
・使用を要しない |
| 32 | 誘導電動機 | 三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) 上端ファンモーターとする。 |
| 33 | 完成図書
の電子納品 | 完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない
完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。
また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。
県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り表紙4部とする。 |
| 34 | そ の 他 | 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施することとし、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 |

- | | |
|-------------------|--|
| ① 共通事項 | <p>改修工事で特別に必要とすべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書的一般共通事項による。</p> |
| ② 改修部分の足場 | <p>本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。</p> <p>(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・ 枠組足場 ・</p> <p>(2) 外部足場 ※ A種(枠組足場) ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種</p> <p>※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。</p> |
| 3 既存部分養生・既存家具等養生 | <p>(1) 関係受注業者と共用部分</p> <p>※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。</p> <p>・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)</p> <p>(2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。</p> <p>※ビニールシート ・ 合板 ・</p> |
| ④ 備品の移動 | <p>・別途工事 ・ 本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事</p> |
| 5 仮設間仕切り | <p>(1) 関係請負業者と共用部分</p> <p>※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。</p> <p>・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)</p> <p>(2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。</p> <p>※A種 単管下地全面シート張り ・</p> |
| ⑥ 撤去後機材の扱い | <p>(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。</p> <p>(2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。</p> <p>それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。</p> |
| ⑦ 支持金物の再使用 | <p>(1) インサート金物 ・ インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品</p> <p>(2) 形鋼支持金物等 ・ 再使用できる ※新品</p> |
| ⑧ あと施工アンカーの種類 | <p>金属爪張るアンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承認を受けるものとする。</p> |
| ⑨ フロン回収 | <p>冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。</p> <p>※破壊プラント搬入 ・ フロン再生引き渡し ・ 未再生引き渡し</p> <p>「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。</p> |
| ⑩ 総 合 調 整 | <p>・全体再調整 ※改修及び影響部のみ調整</p> |
| 11 既設基礎部の解体はつり | <p>建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。</p> <p>現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。</p> <p>粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。</p> |
| 12 アスベスト事前調査結果の報告 | <p>全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。</p> |
| 13 そ の 他 | <p>(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。</p> <p>(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。</p> |
- 2023.4

	設 計 年 月 日			主 幹 担 当	縮 尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
	R5.12.1		埼玉県立 小児医療センター 事務局管財担当		N. S	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事	機械設備工事特記仕様書（１）	M－０１

	(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（(一財)日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。	18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC (R410A、R32又はR407C) (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	12 擬音装置 13 そ の 他	・女子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・男子用トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) ・多目的トイレブースに設置する。(※本工事 ・別途工事) 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	2 洗面器等の排水管 3 満水試験継手 4 樹の適用	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 別紙樹表による。																																								
● 空 気 調 和 設 備	① 設計温湿度	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th><th colspan="2" rowspan="2"></th></tr><tr><th colspan="2">一 般 系 統</th><th colspan="2"></th></tr><tr><th></th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>36.7℃</td><td>50.5%</td><td>26℃</td><td>50%</td><td>26℃</td><td>50%</td><td>℃</td><td>%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.4℃</td><td>37.4%</td><td>20℃</td><td>40%</td><td>23℃</td><td>45%</td><td>℃</td><td>%</td></tr></table> ※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。	外 気		屋 内						一 般 系 統					温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	36.7℃	50.5%	26℃	50%	26℃	50%	℃	%	冬 期	0.4℃	37.4%	20℃	40%	23℃	45%	℃	%	1 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ・アンクルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	○ 給 水 設 備	○ 給 湯 設 備	1 配管材料	・露出部 M銅管 その他 保温付被覆銅管（M銅管） ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）
	外 気				屋 内																																										
			一 般 系 統																																												
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																						
	夏 期	36.7℃	50.5%	26℃	50%	26℃	50%	℃	%																																						
	冬 期	0.4℃	37.4%	20℃	40%	23℃	45%	℃	%																																						
	② 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の温湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない	2 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・耐火二層換気管又は耐火VP ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。	2 円形ダクト		2 絶縁フランジ	取付部は下記による。 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分																																							
	3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は8φ中とする） ・設けない	3 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト	3 風量測定口		3 弁 類	(1) 規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示による。 (2) ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。																																							
	4 煙 突	※別途 ・本工事	4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留し(1な防塵すにる。 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下	4 チャンバー		4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS室内設置の潜熱回収型																																							
	5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	5 ダンパー	(2) ピストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・)	5 ダンパー		5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																																							
6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。	6 多湿箇所の排気ダクト	(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU） （防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	6 多湿箇所の排気ダクト		○ 消 火 設 備	1 配管材料	屋内消火栓用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP 消火用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP ・高密度ポリエチレン管（消火用） 不活性ガス消火用 ※STPG370（白）Sch40 ・STPG370（白）Sch80																																							
7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	7 保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠へい部ダクト 仕様はN・（ロ）・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽へい部ダクト（仕様はh・（イ）・Ⅹとし範囲は図示による）	7 保 温		○ ガ ス 設 備	2 ガス漏れ警報遮断装置	漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。																																							
8 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	8 試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない	8 試運転調整		○ 厨 房 設 備	3 液化石油ガスの供給権	ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。																																							
9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	9 吹出口及び吸込口ボックス		○ 給 湯 設 備	1 配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆銅管 ・SGP（白） 地中埋設 ※PE管 ・																																							
10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・)	10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式(※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式(※遠隔 ・)	10 ダンパー		○ 給 湯 設 備	2 シンク用水栓	※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓																																							
⑪ 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（SADAC/Inp'ig'相当品） ・耐火二層管VP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・	⑪ 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・ (3) ブライン管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆銅管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上) ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（SADAC/Inp'ig'相当品） ・耐火二層管VP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管（白） ・	⑪ 配管材料		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。	12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、銅管用伸縮管継手の種類は図示による。	12 弁 類		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	13 温 度 計		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	14 圧 力 計		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
15 瞬間流量計	瞬間流量計はビトーマ方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・ 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	15 瞬間流量計	瞬間流量計はビトーマ方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・ 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	15 瞬間流量計		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御室には（※給油ポンプ制御 ※漏減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御室には（※給油ポンプ制御 ※漏減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	16 油面制御装置		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清湯用の水栓を分岐して設ける。	17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清湯用の水栓を分岐して設ける。	17 冷却塔		○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																							

	設計年月日		埼玉県立小児医療センター事務局管財担当	主 幹 担当 縮 尺 工 事 名 称		図 面 名 図面番号
	R5.12.1		埼玉県立小児医療センター事務局管財担当	N.S 埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事		機械設備工事特記仕様書（2） M－O2

撤去再取付 対象機器表

機 器 番 号	機 器 名 称 (系 統 名)	型 式	室 外 機								非常電源	インターロックス	遠 方			コンクリート基礎 (既存)	防振装置	備 考		
			設置階	台数	呼称能力	冷房能力	暖房能力	消費電力 (50Hz)	電 源				起動方式	発 停	運転故障表示		警 報		G : ゴム S : スプリング P : ゴムパット	
					HP	kW	kW	kW	相	電圧										
										φ	V									
PAC-B1-01	SPD系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	8.0	22.4	25.0	6.53	3	200	直入	-	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXYP224D	撤去再取付 183kg
PAC-B1-02	ベッドセンター系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	10.0	28.0	31.5	9.69	3	200	直入	-	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXYP280D	撤去再取付 195kg
PAC-B1-06	中央監視室系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	8.0	22.4	25.0	6.53	3	200	直入	○	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXPY224D	撤去再取付 183kg
PAC-B1-07	第3電気室系統 空調機	設備用空調機（冷房専用）	B1	2	14.0	40.0	-	16.9	3	200	入ー△	○	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ SZVCP450K	撤去再取付 290kg

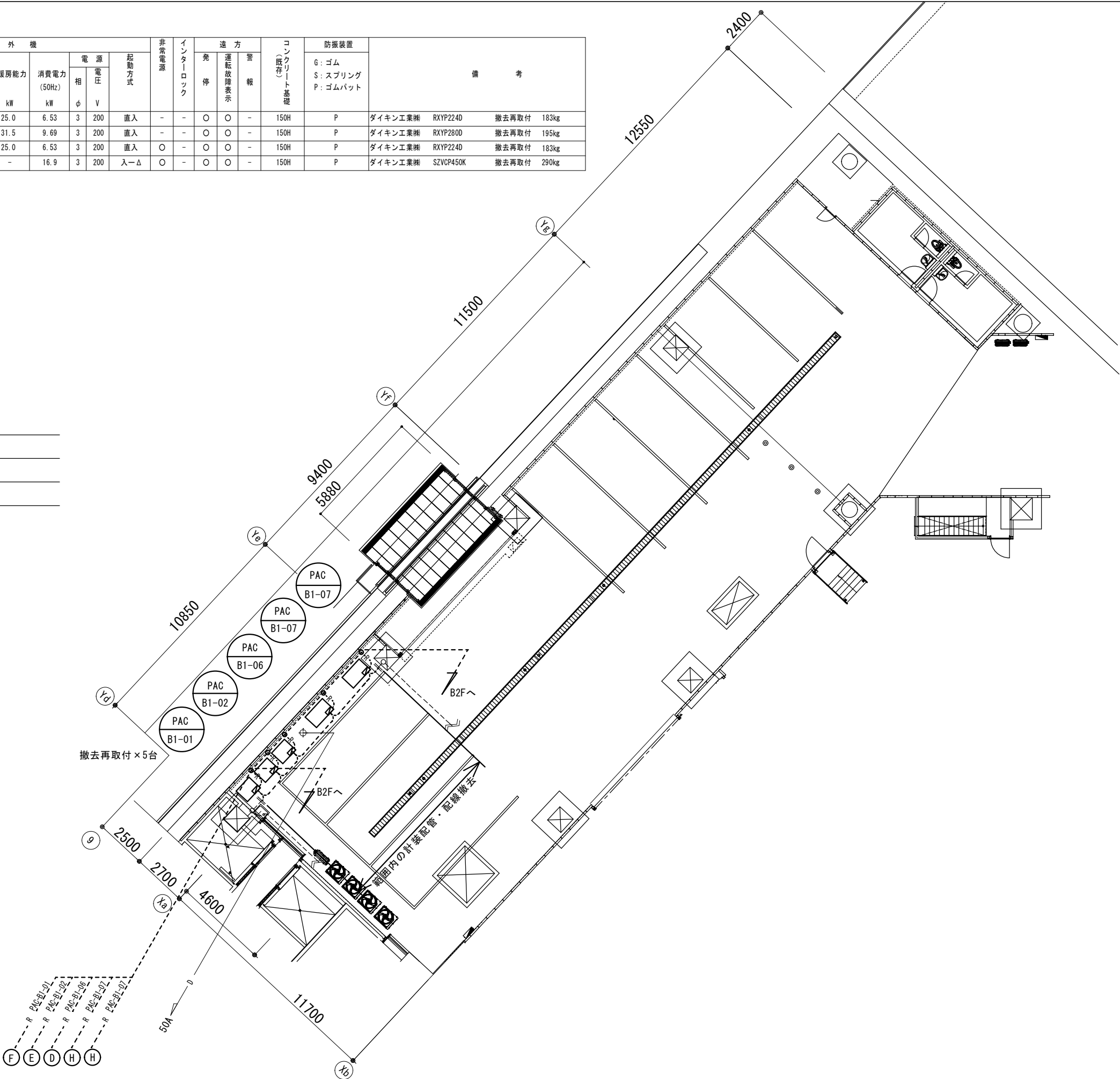
□冷媒管サイズ表

番号	液管	ガス管
ⓓ	9.5	19.1
ⓔ	9.5	22.2
ⓕ	12.7	22.2
ⓗ	12.7	28.6

＜注記＞

- 1） 室内機・室外機の渡り配管は、冷媒管共通巻きとする。
- 2） 区画貫通処理は、貫通部分を不燃材で埋めること。
- 3） 計装線は配管、配線共に撤去すること。

- ：計装線（撤去）CVVS2Sq -2C ×1（F2）
- ：計装線（既設）CVVS2Sq -2C ×1（E25）
- R--：冷媒管（往、還共）（撤去）
- R—：冷媒管（往、還共）（既設）
- D—：ドレン管（既設）



	設計年月日	埼玉県立 小児医療センター 管財担当	主 幹	担 当	縮 尺	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事	空 気 調 和 設 備 地下1階平面図（改修前）	図 面 番 号 M－03
	R5.12.1				1/2000			

□冷媒管サイズ表

番号	液管	ガス管
①	9.5	19.1
②	9.5	22.2
③	12.7	22.2
④	12.7	28.6

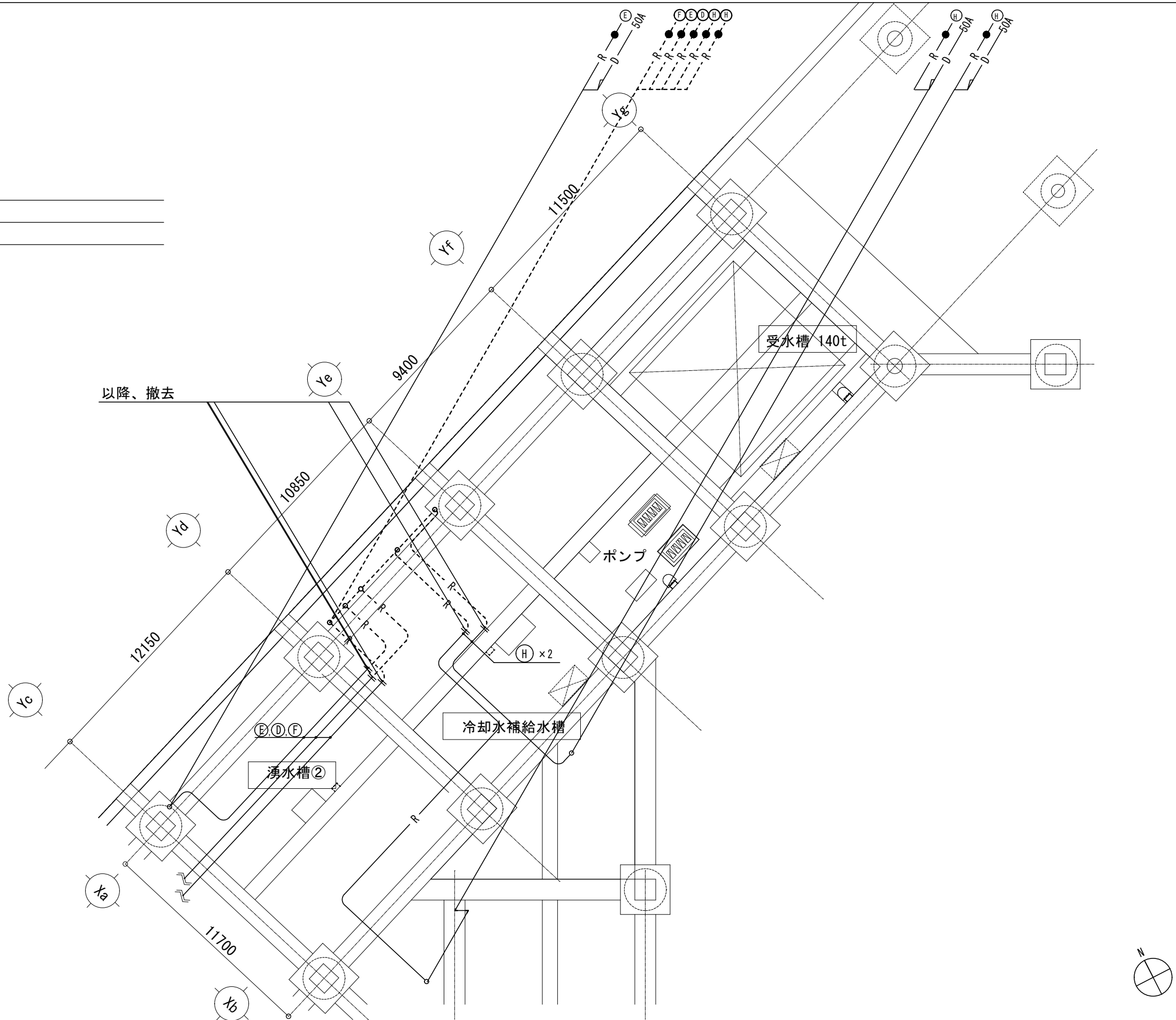
<注記>

- 1) 室内機・室外機の渡り配管は、冷媒管共通巻きとする。
- 2) 区画貫通処理は、貫通部分を不燃材で埋めること。

--R-- : 冷媒管 (往、還共) (撤去)

-R- : 冷媒管 (往、還共) (既設)

-D- : ドレン管



	設計年月日	主幹担当	縮尺	工事名称	図名	図面番号
	R5. 12. 1	埼玉県立 小児医療センター 管財担当	1/2000	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調設備移設工事	空調設備 地下2階平面図 (改修前)	M-04

撤去再取付 対象機器表

機 器 番 号	機 器 名 称 (系 統 名)	型 式	室 外 機								非常電源	インター ロック	遠 方			コン クリ ート 基 礎 (既存)	防振装置		備 考		
			設置 階	台 数	呼称能力	冷房能力	暖房能力	消費電力 (50Hz)	電 源				起動 方式	発 停	運 転 故 障 表 示		警 報	G : ゴム S : スプリング P : ゴムパット			
					HP	kW	kW	kW	相	電 圧										φ	V
PAC-B1-01	SPD系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	8.0	22.4	25.0	6.53	3	200	直入	-	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXYP224D	撤去再取付	183kg
PAC-B1-02	ベッドセンター系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	10.0	28.0	31.5	9.69	3	200	直入	-	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXYP280D	撤去再取付	195kg
PAC-B1-06	中央監視室系統 空調機	ビル用マルチ室外機	B1	1	8.0	22.4	25.0	6.53	3	200	直入	○	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ RXPY224D	撤去再取付	183kg
PAC-B1-07	第3電気室系統 空調機	設備用空調機（冷房専用）	B1	2	14.0	40.0	-	16.9	3	200	入△	○	-	○	○	-	150H	P	ダイキン工業㈱ SZVCP450K	撤去再取付	290kg

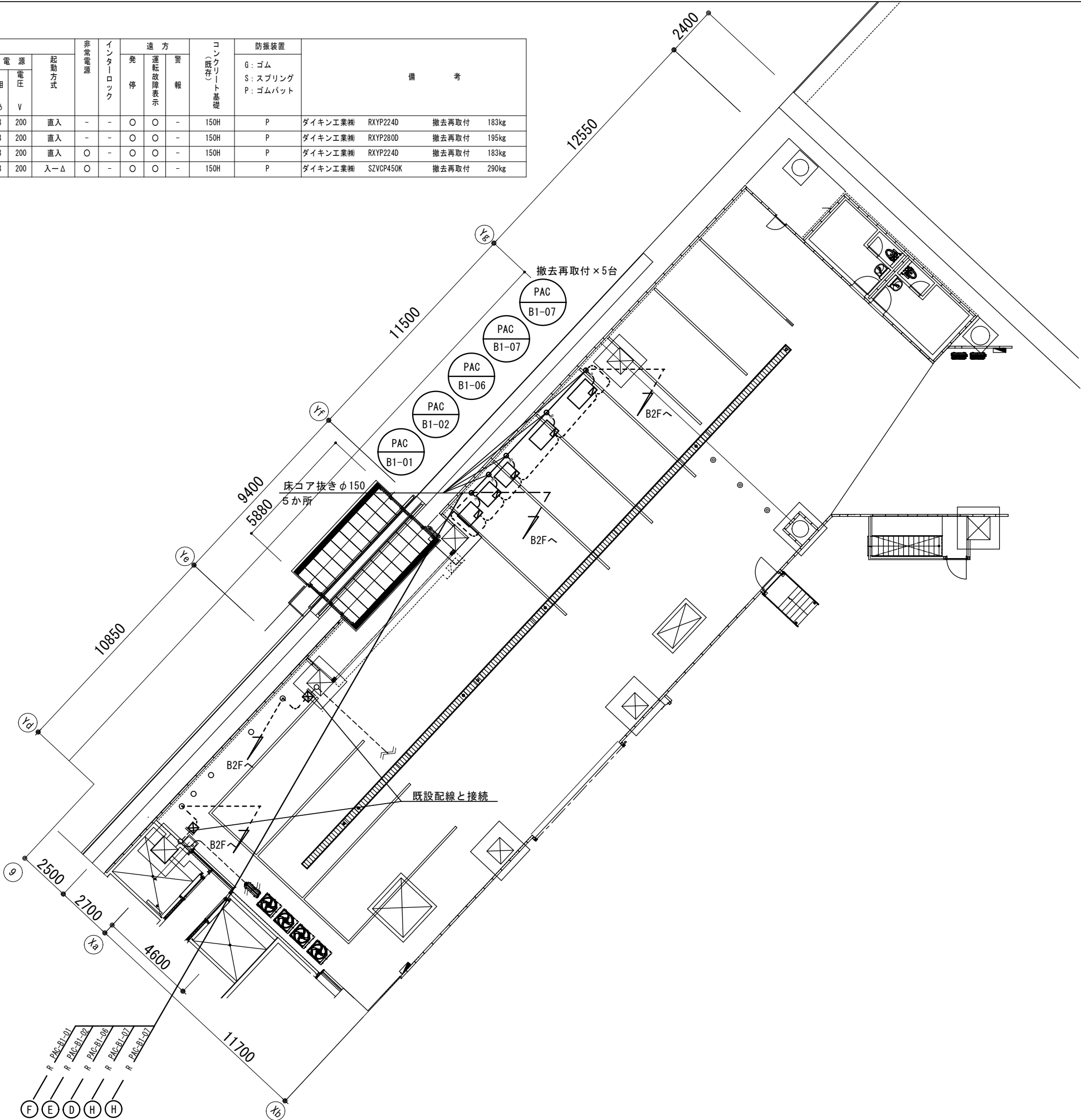
□冷媒管サイズ表

番号	液管	ガス管
ⓓ	9.5	19.1
ⓔ	9.5	22.2
ⓕ	12.7	22.2
ⓗ	12.7	28.6

< 注 記 >

- 1) 室内機・室外機の渡り配管は、冷媒管共通巻きとする。
- 2) 区画貫通処理は、貫通部分を不燃材で埋めること。
- 3) 室外機のドレンは、フロアへ流す。

- : 計装線（新設）CVVS2Sq -2C ×1 (E25)
- : 計装線（既設）CVVS2Sq -2C ×1 (E25)
- R — : 冷媒管（往、還共）（新設）
-  : ブルボックス200×200×100（新設）



	設計年月日	埼玉県立 小児医療センター 管財担当	主 幹	担 当	縮 尺	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調機移設工事	空 気 調 和 設 備 地下1階平面図（改修後）	図 面 番 号 M-05
	R5.12.1				1/2000			

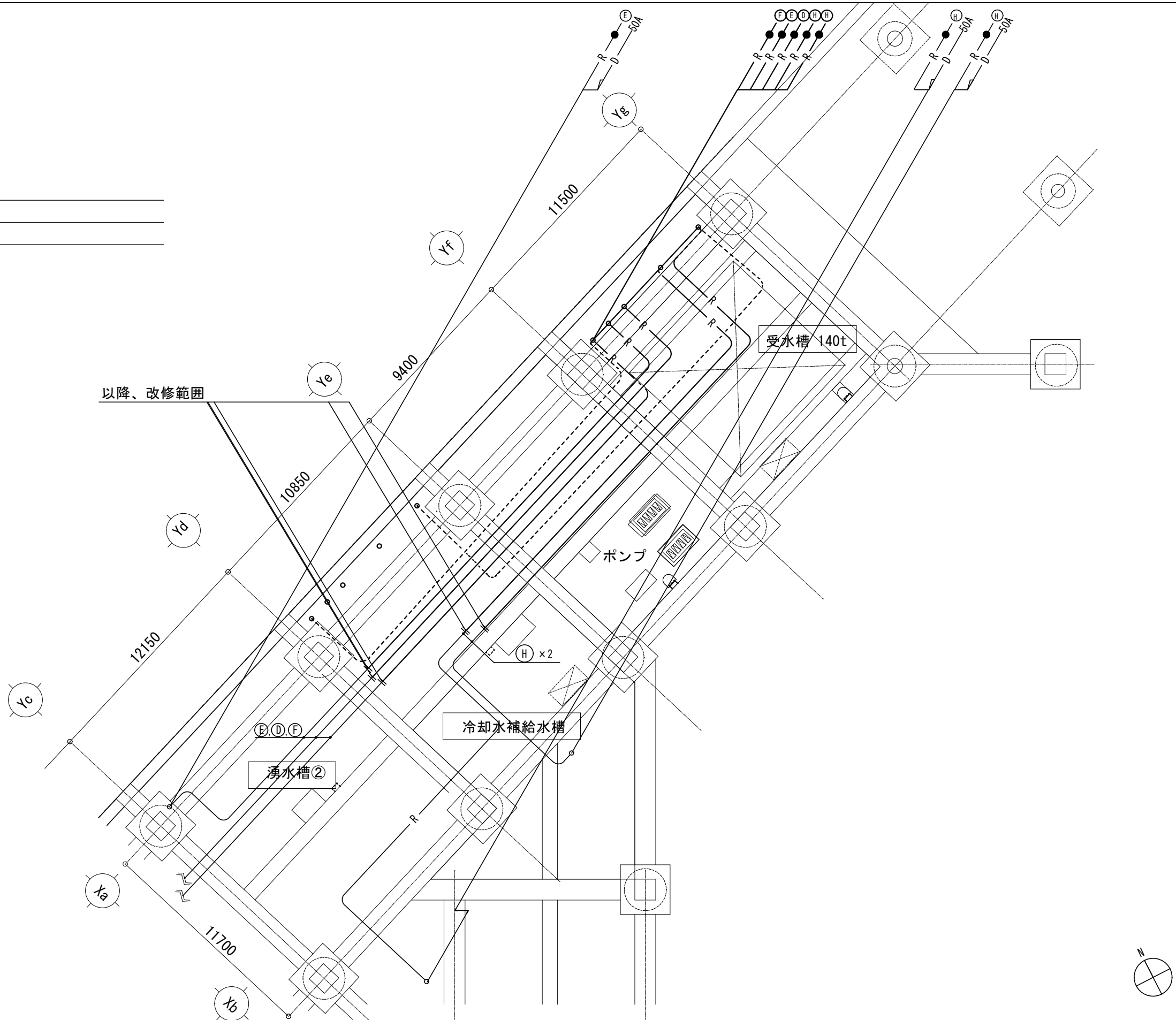
□冷媒管サイズ表

番号	液管	ガス管
ⓓ	9.5	19.1
ⓔ	9.5	22.2
ⓕ	12.7	22.2
ⓗ	12.7	28.6

<注記>

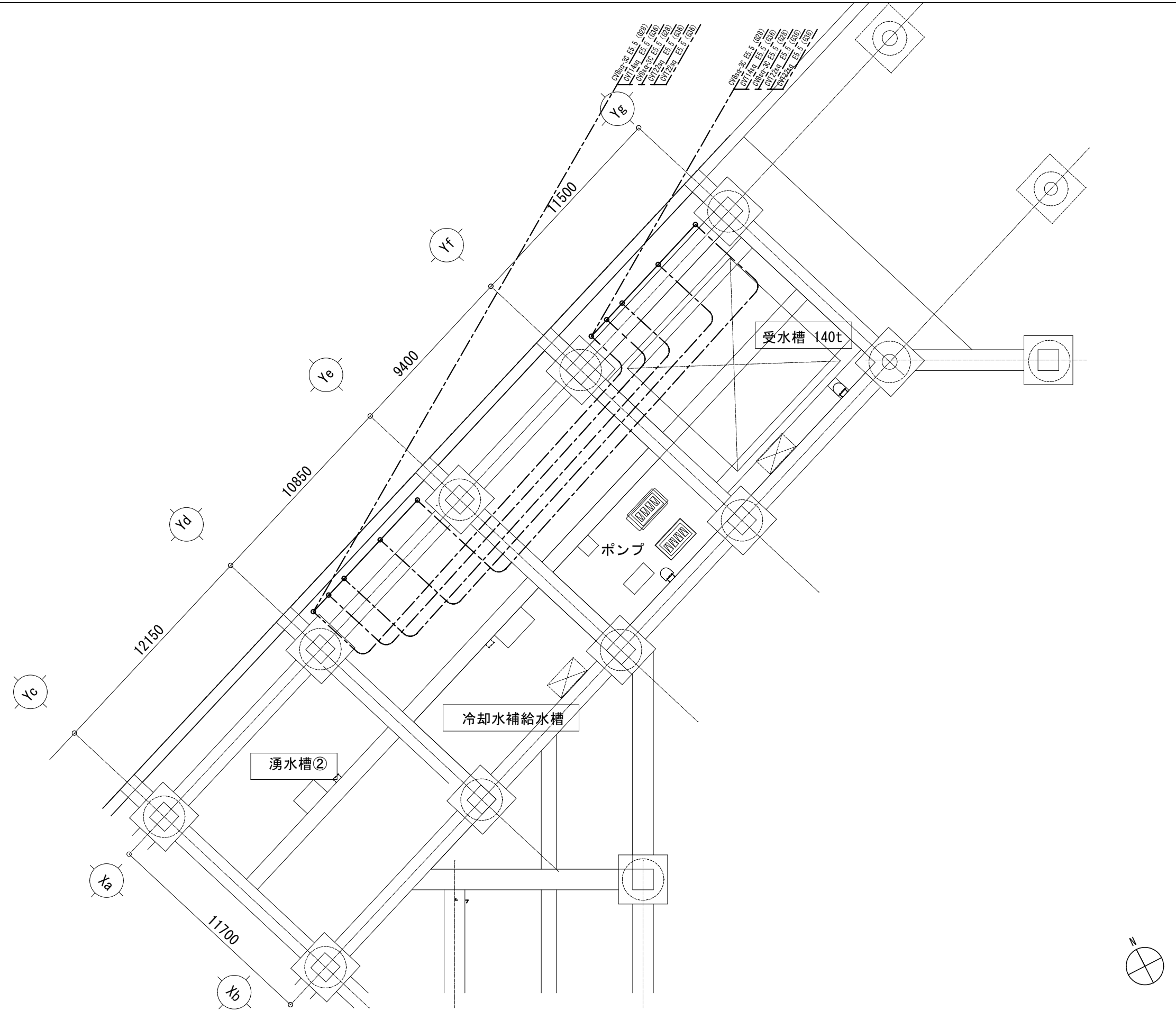
- 1) 室内機・室外機の渡り配管は、冷媒管共通巻きとする。
- 2) 区画貫通処理は、貫通部分を不燃材で埋めること。

- : 計装線 (新設) CVVS2Sq -2C ×1 (E25)
- R- : 冷媒管 (往、還共) (新設)
- R- : 冷媒管 (往、還共) (既設)
- D- : ドレン管



	設計年月日	主幹担当	縮尺	工事名称	図名	図面番号
	R5. 12. 1	埼玉県立 小児医療センター 管財担当	1/2000	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調設備移設工事	空調設備 地下2階平面図 (改修後)	M-06

--- : 配管・配線（新設）



	設計年月日	埼玉県立 小児医療センター 管財担当	主 幹 担 当		縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
	R5.12.1				1/2000	埼玉県立小児医療センター地下駐車場空調設備移設工事	動力設備 地下2階平面図（改修後）	E－04